

軽井沢町議会会派に関する内規

(目的)

1. 議会内においては目的に賛同する同志が、組織をもって活動するために、必要な事項を定めることにより、より活発で円滑な議会運営に寄与することを目的とする。

(定義)

1. 「会派」とは、同一政党に属する者または志を同じくする者の集合体であって、議会内部において政治的活動をする政策集団をいう。これは自然発生的に結成され、議長の許可やその統制下に属するものではない。

(会派の結成及び解散)

1. 会派はその本質から2人以上の者がなければ結成できない。ただし、政党所属者は特例として1人会派を結成することができる。
2. 会派を結成しようとする者は、代表者を設け、会派結成届を議長に提出するものとする。また、これに異動が生じたとき、解散のときも同様とする。なお、議長は提出された届書を町長へ文書をもって通告する。

(交渉会派)

1. 「交渉会派」は、所属議員が3人以上の会派とする。ただし、所属議員が3人に満たない会派が集合して所属議員が3人以上となる場合は、交渉会派となることができる。なお、この場合会派を結成するときは、(会派の結成及び解散)の2の規定を準用する。
2. 前の1のただし書に規定する交渉会派に異動が生じたとき、解散のときは、(会派の結成及び解散)の2の規定を準用する。

(その他)

1. 事務局職員の随行を必要とする研修は議長の許可を得る。

経 過

平成10年4月1日	全部改正
平成11年9月1日	一部改正
平成24年2月29日	一部改正
平成25年4月19日	一部改正